

奨学金返還支援補助金

大学など卒業後、利根町に居住する方の奨学金返還を補助します！

町では、若い方の移住定住の促進を図ることを目的として、大学など卒業後に本町に居住した場合に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を実施しています。

▼対象奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金（1種、2種）
- ・茨城県奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金のみ）
- ・その他町長が認める奨学金

▼対象者

- 奨学金の返還開始から基準日（1月1日）まで継続して町内に住所を有する方で①～③のいずれかに該当する方
- ①補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者
- ②前年に交付決定を受けた方
- ③在学中に奨学金などの返還を開始した方

※①～③のいずれかに該当し、かつ次のいずれかに該当する方

- ア 常時雇用者
- イ 個人で農業その他事業を営む者またはその事業専従者
- ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない、現在求職中の方

※その他所定の要件あり。

▼補助金額

毎年1月1日を基準日とし、その前年（1月～12月）に返還した奨学金の額 上限20万円／年

▼補助対象期間

対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年

▼申請受付期間

1月6日（月）～1月31日（金）必着
必要書類を揃えて、政策企画課へ提出してください。

申請書類は町公式ホームページからダウンロードするか政策企画課までお問い合わせください。

▼問い合わせ

政策企画課 地域振興係
☎ 68・2211（内線333）
chiiki@town.tone.lg.jp



20歳になったら国民年金！

国民年金は、20歳以上60歳未満の方が加入することが義務づけられており、20歳の誕生日から、おおむね2週間以内に日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする通知や基礎年金番号通知書、納付書などが届きますので、忘れずにご確認ください。

▼国民年金のポイント

・将来の大きな支えになります！

国民年金に加入した方は、毎月一定の国民年金保険料を納める決まりとなっていますが、国の制度のもと運営されているため安定しており、受給が開始されてから生涯にわたって給付されます。

・老後のためだけのものではありません！

国民年金は、一定の年齢を迎えたときに支給される「老齢年金」のほか、病気やケガで障がいが残ったときに受け取れる「障害年金」、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れる「遺族年金」があります。

※障害年金や遺族年金には、一定の受給要件があります。

▼保険料免除制度と納付猶予制度

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方は、保険年金課で免除や納付猶予の手続きをすることができ、将来受け取る年金額に影響するだけです。

	申請できる方	所得審査の対象者	所得審査の対象年度	老齢年金への反映	障害・遺族年金の申請
全額免除	20歳以上60歳未満	本人 世帯主 配偶者	申請年度の前年分 （1～6月の申請は前々年分）	反映される（※）	申請できる
一部免除		本人 配偶者			
納付猶予	20歳以上50歳未満	本人	申請年度の前年分 （1～3月の申請は前々年分）	反映されない	
学生納付特例					
未納					申請できない

※免除の程度に応じて減額されます。

▼問い合わせ

・土浦年金事務所 国民年金課（土浦市下高津2・7・29）
☎ 029・825・1170
自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。
・保険年金課 医療年金係
☎ 68・2211（内線176）

福祉課から各種支援事業のお知らせ

シルバーカー購入費補助金

生きがいづくりおよび健康の向上を図ることを目的として、高齢者が安定した歩行を補助するシルバーカー購入費用の一部に対して補助金を交付します。

▼対象者

令和6年度で65歳以上の方（昭和35年4月1日以前に生まれた方）

・購入日に町内に住所を有する方

・歩行の際に補助を必要とする方

▼対象となるシルバーカー

（すべてに該当するもの）
・車輪が4輪以上かつ荷物入れを有しているもの

・歩行を助ける機能があるもの

・休息するための座面があるもの

・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入したもの

▼補助金の額

一律5000円
※補助金の交付は、対象者1人につき1回限り。

▼提出書類

- ①申請書（福祉課の窓口にあります。また、町公式ホームページからもダウンロードできます）
- ②販売店の名称および住所、購入者氏名、金額ならびに購入日が記載された領収書
- ③購入したシルバーカーの仕様が確認できる書類
- ④口座番号が分かるもの

日本年金機構土浦年金事務所が移転します

▼移転日

2月25日（火）

▼移転先

〒300・0823
土浦市小松1・3・33 ハトリビル1・2階

▼アクセス

◆最寄り駅 JR常磐線「土浦駅」

◆徒歩 土浦駅東口より 14分

◆バス 土浦駅西口より

キララちゃんバスCコース「コープつちうら」停留所 下車徒歩3分
関東鉄道バス「小松坂下」停留所 下車徒歩3分

◆駐車場 有り（22台）台数に限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします

▼受付時間

・月曜～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
・週初の開所日
午前8時30分～午後7時
・第2土曜日
午前9時30分～午後4時

▼受付窓口

・総合窓口案内
・年金の請求、お手続きなどのご相談（お客様相談室）

・国民年金の加入・保険料などのご相談（国民年金第1課・国民年金第2課）

・厚生年金保険料加入などのお手続き、事業所等の調査（厚生年金適用調査課）



「介護マーク」をご活用ください

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護していることが分りにくいため、誤解や偏見を持たれることがあります。そこで、介護の方が介護中であることを周囲の方に理解していただくために、「介護マーク」を作成し、配付しております。

認知症の方や障がいのある方などを介護される際、このマークをご活用ください。

介護マークは、【利根町役場福祉課】で配付しています。

▼問い合わせ

福祉課 高齢介護係
☎ 68・2211（内線124）



・厚生年金保険料の納付などに関するご相談（厚生年金徴収課）
・総務業務など（総務課）
▼来訪相談のご予約
年金の受け取りに関するご相談および年金請求のお手続きは、事前のご予約が便利です。
▼問い合わせ
・土浦年金事務所
☎ 029・825・1170
※電話番号の変更はありません
・予約受付専用電話
☎ 0570・05・4890（ナビダイヤル）